平成 25 年 5 月 21 日

各　　位

上場会社名　株式会社アルプス物流
代 表 者 名　取締役社長　山﨑 孝一
（コード番号 9055　東証第二部）
問 合 せ 先　経理財務部長 荒川 信一
TEL (045)532-1982

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年５月 21 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 25 年６月 19 日開催予定の第 49 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．提案の理由

(1)将来、社外取締役を選任した場合に備え、そして社外監査役が、それぞれ期待された役割を十分に発揮することができるように、また広く適任者を得るための環境整備として、社外取締役及び社外監査役の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を定款第２７条（社外取締役の責任限定契約）及び定款第３６条（社外監査役の責任限定契約）として新設するものであります。

なお、定款第２７条（社外取締役の責任限定契約）の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

(2)現行定款第 29 条(補欠監査役の予選の効力)で定める予選の効力期間を監査役の任期に合わせ当該選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までに変更するものであります。

(3)上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものです。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１条～第 26 条　条文省略	第１条～第 26 条　現行どおり
（新設）	（社外取締役の責任限定契約） 第 27 条　当会社は、会社法 427 条第１項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第１項の賠償責任に関し、法令に定める額まで限定する契約を締結することができる。

現　行　定　款	変　更　案
第27条～第28条　条文省略	第28条～第29条　現行どおり
（補欠監査役の予選の効力）	（補欠監査役の予選の効力）
第29条　会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の予選の効力は、当該選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第30条　会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の予選の効力は、当該選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。
第30条～第34条　条文省略	第31条～第35条　現行どおり
（新設）	（社外監査役の責任限定契約）
	第36条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第１項の賠償責任に関し、法令に定める額まで限定する契約を締結することができる。
第35条～第38条　条文省略	第37条～第40条　現行どおり

３．日程

定款変更のための株主総会開催日　　平成25年6月19日

定款変更の効力発生日　　平成25年6月19日

以　上